### 地域経済の循環と活性化を支援する補助金

#### ~対象企業に対し上限額500万円の補助金をそれぞれ交付!

#### 優遇税制(P7~P8)や、奨励金(P9~P10)との併用が可能! ~

- ・製造業又は学術・開発研究機関
- ・卸売業の本社

以上のいずれかを営む事業者が、<u>市内で事業所の新設または拡張を行い、</u>それに伴って新たに市民を正規雇用した場合 (市内全域が対象)

※ 事業所の床面積要件や、新規に雇用した市民の 雇用期間についての要件などがあります(P13)



一人につき10万円( <sup>障がい者の</sup> )の 補助金を交付

上限額500万円



市内で事業所の新設または拡張を行った 事業者が、その後、継続的に他の市内企業 に一定額以上の発注を行った場合 (市内全域が対象)

※ 事業所の床面積要件や、市内企業への発注額についての要件などがあります(P14)



取引先一社につき50万円の 補助金を交付

上限額500万円



市内に製造拠点や研究開発拠点を置く事業者が、周辺地域に対して、騒音、振動、悪臭を防止するための設備の設置等を行った場合(市内全域が対象)

※ 周辺環境に対する騒音、振動、悪臭の数値につい ての要件などがあります(P14)



設備設置費用の2分の1を補助金として交付

上限額500万円

# 企業定着型環境配慮事業補助金



市内に本社を置く事業者や事業者団体が、他の企業や大学、研究機関などと共同で、 新製品や新技術についての研究開発事業を 行った場合(市内全域が対象)

※ 事業計画に対して事前に市の認定を受けることが必要です(P14)



研究開発費用の2分の1を 補助金として交付

上限額500万円

## 地元企業等共同研究開発事業補助金



《各制度内容の詳細、申請手続などについてはP13~P14をご覧ください》